

催 告 書

債権者 各位

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当社は、吸収合併存続会社として下記の吸収合併消滅株式会社の権利義務全部を承継して存続し、下記の会社が吸収合併消滅会社として解散する吸収合併を行うことといたしました。

記

(吸収合併消滅会社)

商 号 タカワ株式会社

住 所 宮城県石巻市蛇田字下谷地 2 2 番地 1 4

効力発生日は、令和 7 年 2 月 1 日であり、当社の株主総会の承認決議は、令和 7 年 1 月 2 7 日に予定しており、吸収合併消滅会社は会社法第 7 8 4 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、令和 7 年 1 月 2 5 日までにお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当 社 令和 6 年 1 2 月 2 0 日付け 官報

タカワ株式会社 令和 6 年 1 2 月 2 0 日付け 官報

敬具

上記のとおり会社法の規定により催告いたします。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

宮城県石巻市北村字大尻 3 3 番地の 1

株式会社向陽ホールディングス

代表取締役 鈴木 勝 典

